

令和6年度 第2回神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会

日時：令和7年3月14日（金）14時00分～15時00分
場所：こうべ市民福祉交流センター3階 301教室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 報 告

神戸市における成年後見制度等の利用状況
市民後見人候補者の養成

3. 協議事項

任意後見制度の利用促進

4. 閉 会

資料			
資料1	神戸市市民福祉調査委員会	成年後見専門分科会	委員名簿
資料2	神戸市市民福祉調査委員会	成年後見専門分科会	事務局名簿
資料3	神戸市における成年後見制度等の利用状況		
資料4	市民後見人候補者の養成		
資料5	任意後見制度の利用促進		

令和7年3月14日現在

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

- 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授
- 植野 礼子 池田宮川あんしんすこやかセンター 運営管理者
- 内布 茂充 (公社)コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部 支部長
(行政書士)
- 榎本 昌起 (一社)兵庫県社会福祉士会 ばあとなあ兵庫 副運営委員長
- 澤井 靖人 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
(司法書士)
- ◎ 種谷 有希子 高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ 幹事
(弁護士)
- 村上 英樹 シルバー法律研究会 代表幹事(弁護士)
- 安森 司 にしこうべ障害者相談支援センター センター長
- 山口 健也 (医)向陽会 向陽病院 院長(精神科医)
- 山中 雄太 近畿税理士会 公益活動対策部 副部長
- 井上 純治 【オブザーバー】 神戸家庭裁判所 主任書記官
- 内田 雄斗 【オブザーバー】 神戸家庭裁判所 主任書記官
- 岡本 友里 【オブザーバー】 日本司法支援センター兵庫地方事務所
(法テラス兵庫) 第一事業課長
- 中西 亮子 【オブザーバー】 兵庫県精神保健福祉士協会 理事
- 浅原 敏彦 【オブザーバー】 兵庫社労士成年後見センター 副運営部長
- 松岡 哲史 【オブザーバー】 兵庫県社会保険労務士会 専務理事

◎=分科会長 ○=副分科会長

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿

福祉局副局長	若杉 穰
福祉局くらし支援課長	大村 元範
福祉局介護保険課担当課長	松尾 多賀子
福祉局高齢福祉課担当課長	渡辺 正樹
福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
福祉局高齢福祉課担当課長	松下 雅子
神戸市社会福祉協議会事務局長	林 秀和
神戸市社会福祉協議会権利擁護支援部長	金子 麻理

神戸市における成年後見制度等の利用状況等について

○成年後見支援センター相談件数

	R1	R2	R3	R4	R5	R7.1
電話・来所等相談	1,242 件	1,105 件	1,287 件	1,423 件	1,572 件	1,211 件
専門職相談	98 件	93 件	81 件	89 件	85 件	88 件

【相談内容内訳】 制度全般 42.8%、申立方法 14.5%、任意後見制度 10.8%、その他 31.9%

○成年後見制度利用支援事業

			申立費用助成		後見報酬助成		合計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
R3 年度	認知症	市長申立	3	16,640	49	9,074,076	52	9,090,716
		本人・親族申立	-	-	171	33,550,428	171	33,550,428
		計	3	16,640	220	42,624,504	223	42,641,144
	知的・精神	市長申立	1	2,639	9	1,081,273	10	1,083,912
		本人・親族申立	-	-	96	20,986,093	96	20,986,093
		計	1	2,639	105	22,067,366	106	22,070,005
	R3 年度 合計		4	19,279	325	64,691,870	329	64,711,149
R4 年度	認知症	市長申立	0	0	41	6,681,050	41	6,681,050
		本人・親族申立	-	-	289	57,671,317	289	57,671,317
		計	0	0	330	64,352,367	330	64,352,367
	知的・精神	市長申立	1	5,690	9	1,776,904	10	1,782,594
		本人・親族申立	-	-	112	23,234,208	112	23,234,208
		計	1	5,690	121	25,011,112	122	25,016,802
	R4 年度 合計		1	5,690	451	89,363,479	452	89,369,169
R5 年度	認知症	市長申立	0	0	52	8,951,003	52	8,951,003
		本人・親族申立	-	-	337	69,179,424	337	69,179,424
		計	0	0	389	78,130,427	389	78,130,427
	知的・精神	市長申立	0	0	13	2,611,704	13	2,611,704
		本人・親族申立	-	-	114	25,107,460	114	25,107,460
		計	0	0	127	27,719,164	127	27,719,164
	R5 年度 合計		0	0	516	105,849,591	516	105,849,591
R6 年度 1 月末	認知症	市長申立	1	5,588	38	6,042,703	39	6,048,291
		本人・親族申立	-	-	348	69,929,667	348	69,929,667
		計	1	5,588	386	75,972,370	387	75,977,958
	知的・精神	市長申立	0	0	8	1,661,060	8	1,661,060
		本人・親族申立	-	-	106	24,437,899	106	24,437,899
		計	0	0	114	26,098,959	114	26,098,959
	R6 年度 1 月末時点 合計		1	5,588	500	102,071,329	501	102,076,917

○市区町村長申立件数

(単位：件)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
成年後見関係事件 申立件数（後見、保佐、補助、任意後見含む）					
全国	35,959	37,235	39,809	39,719	40,951
神戸家裁管内(兵庫県)	1,749	1,951	2,106	2,235	2,359
市区町村長申立件数					
全国	7,837	8,822	9,186	9,229	9,607
神戸家裁管内(兵庫県)	237	269	285	284	315
神戸市長申立件数	63	72	47	66	65

○成年後見制度の利用手続き相談室

市民後見人が実際の後見人受任等の経験を活かし、各区役所において制度の初歩的な説明・相談対応を行う。平成 24 年に東灘区で開始後、北神区を除く 9 区で実施中。

【相談件数】

区（開設時期）	R1	R2	R3	R4	R5	R7. 1
東灘（H24. 9）	16	7	10	23	18	19
灘区（H30. 4）	6	3	5	8	11	8
中央（H27. 4）	5	1	1	1	9	3
兵庫（H29. 2）	6	3	7	8	9	9
北区（H29. 10）	14	7	11	15	9	15
長田（H26. 7）	12	2	2	6	6	11
須磨（H30. 7）	5	3	1	8	13	8
垂水（H25. 9）	24	17	20	26	18	18
西区（H25. 6）	10	4	10	21	10	18
西区【岩岡】（R4. 9）	—	—	—	7	5	2
西区【玉津】（R5. 10）	—	—	—	—	6	7
合計	98	47	67	123	114	118

○成年後見セミナー

制度を広く周知するため、市民向けセミナーとしてセミナーを年 1 回開催している。

日 時：基礎編 令和 6 年 8 月 24 日（土）13：00～16：00

実務編 令和 6 年 8 月 29 日（木）10：00～15：00、8 月 30 日（金）10：00～15：00

テ ー マ：成年後見セミナー～成年後見のまなびの場～

内 容：基礎編 成年後見制度をはじめて学ぶ方、制度の利用をお考えの方向けの講義
（講師：弁護士、神戸市成年後見支援センター）

実務編 具体的な利用手続きや後見活動に必要な知識を学びたい方向けの講義
（講師：神戸家庭裁判所、司法書士、社会保険労務士、社会福祉士）

参加人数：基礎編 会場 76 名＋オンライン 388 名＝計 464 名

実務編 会場 129 名＋オンライン 456 名＝計 585 名

○出張説明会

地域や福祉関係機関、行政機関などからの要請に応じ、出張説明会を随時実施し、成年後見支援制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行っている。令和4年度からは、出張説明会の際に個別案件の相談会も合わせて実施している。

令和5年度：31件（うち個別相談会付き出張説明会は6件）

令和6年度：19件（うち個別相談会付き出張説明会は7件） ※R7.1末時点

（R6出張説明会）

障害者関係 6件（精神障がい者家族会連合会、障害者基幹相談支援センター など）

行政機関 3件（区役所 など）

高齢者関係 9件（あんしんすこやかセンター など）

その他 1件（ふれあいのまちづくり協議会、区社会福祉協議会 など）

○銀行協定

1. 協定先 ※神戸市と各金融機関との2者協定

（1）三井住友銀行（神戸市役所の指定金融機関）

協定締結日：令和3年10月1日

（2）みなと銀行（市内に本店を有する唯一の地方銀行）

協定締結日：令和3年10月1日

（3）神戸市職員信用組合（主として神戸市役所職員を対象とする職域信用組合）

協定締結日：令和6年4月1日

2. 協定内容

（1）本人・家族の負担軽減

「認知症神戸モデル」の「認知機能精密検査結果」を、認知判断能力等確認資料の一つとして活用する。

⇒機関窓口で記録を残さないため、件数等の実績は不明

（2）早期相談の推進

機関窓口及び成年後見支援センター窓口において支援が必要な方を把握した際に、窓口間で取次ぎを実施する。

⇒実績 2件（令和7年1月末現在）

※成年後見支援センターから銀行窓口へ取次ぎを実施

内容：ターミナル期となった配偶者・入院中の親族の医療費等の預金取引

※成年後見支援センターへの銀行に関する相談件数

協定前：2.7件／月 協定後：7.3件／月（R5年度：110件）

（3）単身の高齢者等の支援に関する調査・研究に関すること

成年後見人など、第三者が高齢者等の金銭管理を実施する場合の支援充実を図るため、調査・研究に取り組む。

⇒令和4～5年度：三井住友銀行の後見人サポートシステムのユーザーテストに3名の市民後見人が参加

3. 令和6年度の取り組み

(1) 定例会等の実施

協定先の金融機関と定例会を開催し、情報交換及び連携強化を図った。

また、今年度に協定を締結した神戸市職員信用組合と協定内容の協議及び手続きを進めた。

(2) 新たな協定先の拡充

新たな協定先を拡充するため、神戸市に支店がある金融機関についての検討を行った。

○権利擁護施策（令和6年度の取り組み）

①成年後見制度の相談支援体制強化及び利用促進

相談&連携 の強化	(1) 早期相談につなげるための個別支援の実施
	○成年後見支援センターへのオンライン相談の実施（R7.1 末時点 7 件） ○関係機関からの要請に応じた支援者との連携を図る（出張説明会の実施） ○学園都市スマートサポート窓口との連携
	(2) 各金融機関との連携強化
	○定例会実施による情報交換・連携強化 ○令和6年度に新たに協定を締結した神戸市職員信用組合と協定内容を協議 ○神戸市職員信用組合職員向け研修（11 月実施、34 名参加） ○新たな協定先の検討
広報の強化	(3) 区域・生活圏域単位での理解促進事業の実施
	○地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど、市民後見人による 広報啓発活動など、身近な地域での広報 ○個別相談会付き出張説明会において制度の広報
後見人の 支援	(4) 後見人（親族・法人）のスキルアップと基盤強化
	○市内の法人後見団体を対象に情報交換会を開催 ○親族後見人向けチラシを作成
中核機関 関係	(5) 中核機関に関する取り組みの検討
	○専門職団体や関係機関等が連携体制を強化するための「神戸市権利擁護支援 地域連携ネットワーク」を設置（R7.3 に第1 回協議会を開催）

②日常生活自立支援事業の利用促進

	R1	R2	R3	R4	R5	R7.1
利用者数	618 件	589 件	570 件	574 件	612 件	628 件
新規・契約前 調査数	142 件	119 件	119 件	381 件	393 件	323 件
新規契約数	110 件	98 件	95 件	125 件	139 件	106 件

市民後見人候補者の養成について

1. これまでの取り組み

- 本市では平成 23 年度から第 1 期の養成研修を実施
- 現在、207 名が研修修了し、100 名が候補者名簿に登録

市民後見人養成状況（候補者名簿登録者数） ※令和 7 年 1 月末時点

		修了者数	候補者名簿登録者数
第 1 期	平成23年度	39名	6名
第 2 期	平成24年度	27名	7名
第 3 期	平成25～26年度	24名	7名
第 4 期	平成27年度	27名	11名
第 5 期	平成28年度	30名	14名
第 6 期	平成30年度	10名	9名
第 7 期	令和 3 年度	12名	11名
第 8 期	令和 4 年度	7名	6名
第 9 期	令和 5 年度	11名	10名
第10期	令和 6 年度	20名	19名
		207名	100名

2. 現在の受任状況（令和 7 年 1 月末時点：27 件が受任活動中）

- 市民後見人の受任対象案件は、
 - ①神戸市内に居所がある
 - ②多額の資産や負債がない
 - ③親族間の紛争や権利侵害がない
 - ④居住の確保がされている、または居住確保の方向性が確保されている方
 といった財産管理や身上保護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。
- 市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行いながら活動中

3. 第 11 期市民後見人養成研修

- 事前説明会

令和 7 年 3 月 7 日（金）申込者数（23 名） 参加者数（21 名）

8 日（土）申込者数（19 名） 参加者数（17 名）

オンデマンド配信 申込者数（63 名）

- 養成研修
 - 基礎研修 令和 7 年 6 月 5 日～7 月 3 日（5 回）予定
 - 実務研修 令和 7 年 9 月 11 日～10 月 9 日（5 回）予定

【参考】市民後見人選任審判

- 選任審判件数累計：108 件（うち 24 件が受任活動中）
- 新規選任件数：令和 5 年度 6 件、令和 6 年度（R7.1 末）8 件

1 成年後見制度利用促進基本計画での位置付け

厚生労働省：第二期成年後見制度利用促進基本計画…令和4年度～8年度

○Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○工程表・KPI

	KPI ^{※1} (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※2}	令和7年度	令和8年度
任意後見制度の利用促進 ・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
・適切な運用の確保に関する取組	—	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				

2 任意後見制度の利用状況（令和5年12月末日時点）

○任意後見の利用者数 ＝ 任意後見監督人選任審判がなされ、契約効力が生じている本人の数
2,773人（前年は2,739人）で、対前年比約1.2%の増加。

※任意後見契約者数：120,962人（登記件数、法務省調べ、令和元年7月29日時点）

令和5年の任意後見契約締結件数16,253件（登記件数）、任意後見監督人選任申立件数871件

○成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数

合計249,484人（前年は合計245,087人）で、対前年比約1.8%の増加。

3 利用促進のための議論

○利用促進のために何ができるか

- ・相談先：公証役場、成年後見支援センター、専門職、…
- ・契約内容：任意後見（身上保護や財産管理などの支援内容・方針）＋見守り
＋財産管理委任、死後事務委任、遺言執行（公正証書遺言）
- ・費用：成年後見支援センターでの相談受け付けにおいては、制度やそのメリットはご理解いただけるものの、費用面で躊躇されることが多い
- ・任意後見受任者：親族約7割、専門職約2割（法務省調べ、補足1参照）
- ・契約類型：移行型約3／4、将来型約1／4、即効型（法務省調べ、補足2参照）

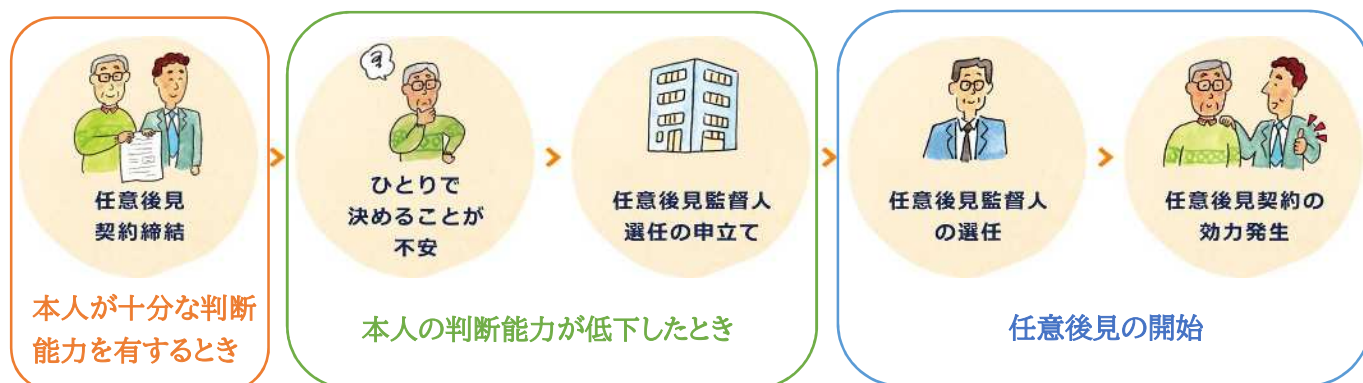
任意後見制度(概要)

◆任意後見制度とは？

ひとりで決められる(判断能力がある)うちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(=任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされている。

◆任意後見制度の流れ



任意後見契約が登記されている場合に、精神上的障害(認知症、精神障害など)によって、本人がひとりで決めることに不安のあるときは、家庭裁判所が任意後見監督人を選任できる。

任意後見監督人の選任により、任意後見契約の効力が生じ、契約で定められた任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で定められた特定の法律行為をご本人に代わって行うことができる。

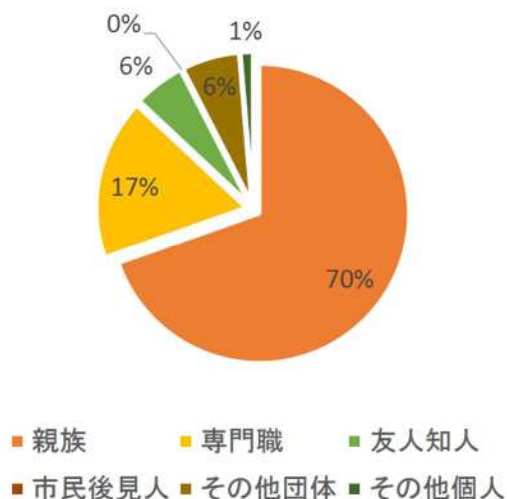
◆法定後見制度との違い

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	<u>本人の判断能力が不十分になった後に</u> 、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する。(本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの制度がある)	<u>本人が十分な判断能力を有するとき</u> に、予め任意後見人や委任する事務内容を定めておく。(公正証書により任意後見契約を締結する)
申立手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立を行う。	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所へ任意後見監督人の選任の申立を行う。
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて一定の範囲内の代理行為や、本人が締結した契約の取消ができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理行為ができるが、本人が締結した契約の取消はできない。

<補足 1>任意後見受任者の属性

・平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、任意後見受任者の属性について調査。

任意後見受任者の属性

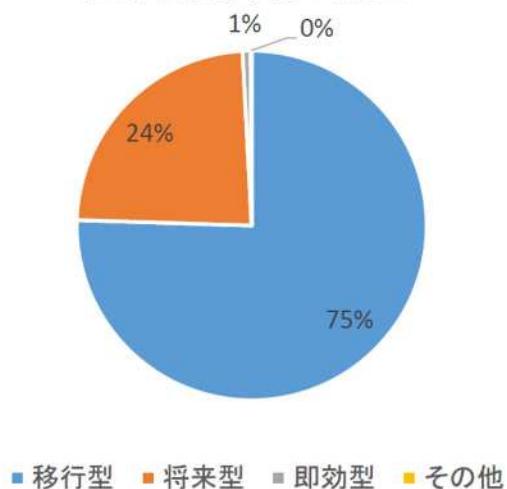


・任意後見受任者の属性として最も多いのは、本人の親族であり、全体の約7割。
・次に多いのが専門職者であり、全体の2割弱。

<補足 2>任意後見契約の類型

・平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、その類型を調査。

任意後見契約の類型

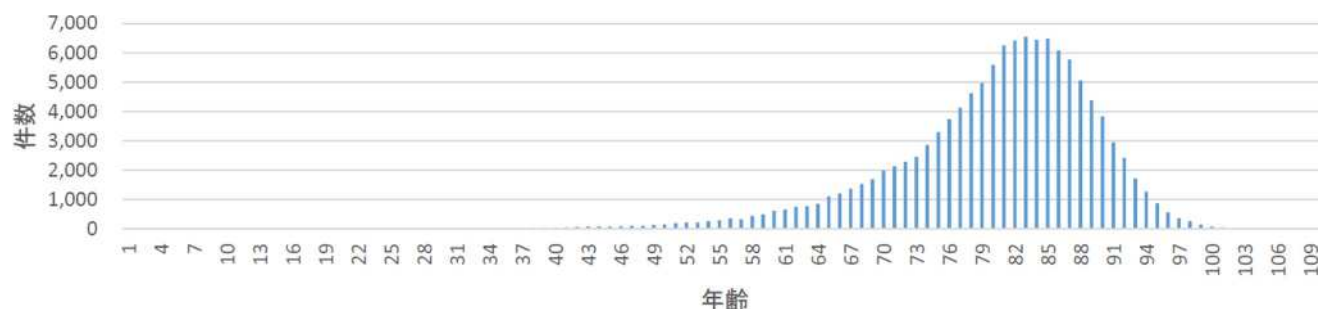


・最も多いのが移行型の契約であり、全体の約4分の3。
・それ以外の契約のほとんど(全体の約4分の1)は、将来型の契約。

<補足 3>任意後見契約締結時の本人の年齢

- ・ 令和元年7月29日時点の、登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約(約12万件)について、任意後見契約締結時の本人の年齢を調査。
- ・ 平均年齢約80歳。

任意後見契約締結時の本人の年齢



<補足 4>任意後見監督人の選任状況

- ・ 令和元年7月29日時点の、①登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約、②登記が閉鎖された任意後見契約について、任意後見監督人選任登記の有無を調査。

①閉鎖登記事件を除く全事件



②-1 登記が閉鎖された全事件



②-2 本人死亡により登記が閉鎖された全事件



《参考文献》

○任意後見制度の利用状況：

- ・ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」
(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/kouken/index.html)
- ・ 法務省法制審議会—民法(成年後見等関係)部会第7回会議「部会資料5 任意後見に関する検討、成年後見制度に関する家事審判の手続についての検討」
(https://www.moj.go.jp/shingil/housei02_003007_00008)

○補足1～4：法務省民事局「法務省における制度の周知、不正防止の取組の現状等(令和元年12月)」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000580706.pdf>)